

令和5年3月6日

令和5年第1回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

1	当事者目線の障がい福祉について	1
2	特別支援教育の推進について	6
3	インクルーシブ教育の推進について.....	8
4	生涯スポーツの推進について	12
5	ペット・動物との共生に向けた取組について.....	16

1 当事者目線の障がい福祉について

県立中井やまゆり園における「事実であれば不適切な支援と思われる情報」として県が把握した91件の事案について、「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会」（以下「外部調査委員会」という。）の調査結果を、令和4年9月に公表した。

現在、外部調査委員会の委員と民間支援改善アドバイザーを構成員とした「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム」（以下「支援改革プロジェクトチーム」という。）では、虐待が発生した背景の分析等を行うとともに、県本庁と園とで行っている事実が判然としていない24件の事案の調査に対する助言をいただいている。また、こうした分析等をもとに、改革プログラムの作成に取り組んでおり、その取組状況や現在の園における改善状況等について報告する。

(1) 外部調査委員会で調査対象とした事案の状況

ア 虐待が疑われる事案（25件）

令和5年2月末時点で、通報した自治体から次のとおり認定され、残る8件は調査が継続されている（括弧内は12月の常任委員会での報告後に新たに認定された事案で内数）。

- ・ 虐待と認定 9件（6件）
- ・ 虐待とは認定されないものの不適切な支援と判断 5件（4件）
- ・ 通報内容の事実が確認できなかった事案 3件（3件）

※ 各事案の詳細は別紙を参照

イ 事実が判然としていない事案（24件）

支援改革プロジェクトチームに助言いただきながら、県本庁と園が調査を実施しており、来年度、調査結果を公表予定である。

- ・ 情報提供者へ書面による聞き取り実施中 19件
- ・ 関係職員等へのヒアリングを終え、支援改革プロジェクトチームから意見聴取中 5件

(2) 支援改革プロジェクトチームの取組について

ア 令和4年11月以降の開催状況

外部調査委員会の調査結果公表後の開催状況は次のとおり。

開催日 令和4年11月8日（火）

- 議題
- ・ プロジェクトチームの進め方
 - ・ 園の支援改善状況
 - ・ 不適切な事案が発生した背景・仮説
 - ・ 調査継続事案の調査状況の報告

開催日 令和5年1月11日(水)

- 議題
- ・ 調査継続事案の調査状況の報告
 - ・ 園の支援改善状況
 - ・ 改革プログラムの作成に向けて

開催日 令和5年2月15日(水)

- 議題
- ・ 支援改善アドバイザーによる取組
 - ・ 改革プログラムに向けた振り返り
 - ・ 改革プログラムの論点整理
 - ・ 調査継続事案の調査状況の報告

イ 支援改革プロジェクトチームの主な意見

- ・ 改革プログラムは、虐待事案の背景分析、これまでの反省点を踏まえ、園が目指すべき姿を示した上で、個々の課題をまとめるべきである。
- ・ 職員配置や、早番・遅番・夜勤といった3交替勤務を基本に利用者の生活が考えられており、当事者目線の支援になっていない。利用者の生活を基本に職員配置等を見直すべきである。
- ・ 利用者は歳をとり、嚥下機能が低下する等、食事のリスクが高くなっているが、一人ひとりに対応できていない。食事支援が手厚くなるように、食事の時間に対応する職員を入れるなど、速やかに見直すべきである。
- ・ 強度行動障害専用棟（泉寮）を整備して、特別な環境で集中的な支援を行い、行動障害を軽減し、地域生活移行を目指してきたが、進まなかった。しっかりと総括して見直す必要がある。
- ・ 支援改善アドバイザーが強い意思を持って支援方法の改善に取り組み、利用者・職員が変わってきている。アドバイザーがいなくなってしまうと、これまでの支援改善の取組が元に戻ってしまうのではないか。園職員が主体的に進められるよう段階的に対応していく必要がある。
- ・ 支援の土台はその人に愛着を持つこと。利用者本人の成育歴やエピソードを知ることで、人としての愛着を感じるようになる。
- ・ 改革プログラム作成後は改善状況を定期的にチェックする必要がある。
- ・ 改革の意気込みが伝わるよう、意欲や熱意を持って取り組んでほしい。

ウ 今後の対応

来年度、改革プログラムを作成し、公表する。

(3) 中井やまゆり園の改善の取組について

支援改革プロジェクトチームや外部調査委員会からの指摘を踏まえ、次の取組を実施している。

ア 県本庁幹部職員が園に常駐し、園とともにマネジメントを改善
(令和4年3月～)

イ 民間の支援改善アドバイザーによる当事者目線の支援の実践指導
(令和4年4月～)

ウ 御家族にアンケート調査を実施(令和4年5月)

エ 男性寮5寮、女性寮2寮の7寮体制を、男性寮4寮、女性寮2寮の6寮体制に再編(令和4年6月)

オ 日中活動の充実(令和4年6月～)

- ・ 園内で古い手帳の解体やボールペンの組立作業を開始
- ・ 施設外の事業所の体験利用
- ・ 秦野駅前に拠点となる場を確保し花壇整備や公園清掃を実施

カ 生活環境の整備(令和4年9月～)

トイレの便座や居室の天井(便がついた天井)等の修繕工事
(12月完了)

キ 見守りカメラの増設等(令和4年10月)

- ・ 2寮12台から6寮76台へ増設
- ・ 録画した映像の保存期間を21日間から1年間へ延長

ク 障がい当事者による巡回事業(令和4年10月)

3名の障がい当事者が園を訪問し、施設巡回及び園職員との意見交換を実施

(当事者からの主な意見)

- ・ 利用者が暴れたり、自傷するのには理由がある。どうしてそのような行動をするか考えてほしい。
- ・ 利用者とのやり取りを楽しむことで、関係性ができてくる。

ケ 報告会等の開催(令和4年11月・12月)

(ア) 園で進めている利用者支援の改善について、関係者と一緒に振り返り、より一層の改善を図るため、報告会を開催

開催日 令和4年11月26日(土)

場 所 タウンニュースホール(秦野市)

参加者 約70名

参加者アンケートの主な意見

- ・ 職員が変化している様子を感じることができた。
- ・ 県立施設の職員は異動があるため、しっかり引継ぎと教育を行わないと、元に戻る可能性がある。

(イ) 「当事者目線の障がい福祉推進シンポジウム ～ともに生きる社会を目指して～」を開催し、園における当事者目線の支援の取組を報告

開催日 令和4年12月18日(日)

場 所 県庁大会議場

参加者 約100名

参加者アンケートの主な意見

- ・ 中井やまゆり園の問題を隠さず話していた。現在の県の本気の取組を応援したい。
- ・ 当事者を交えたシンポジウムを継続的に行ってほしい。

(参考) 支援改革プロジェクトチーム構成員一覧 (五十音順・敬称略)

氏名	所 属	区分
大川 貴志	社会福祉法人同愛会 てらん広場統括所長	施設関係
小川 陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク	意思決定支援
小西 勉	ピープルファースト横浜 会長	当事者関係
佐藤 彰一	國學院大学 法学部 教授	学識関係
隅田 真弘	足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センター りあんピアサポーターフレンズ	当事者関係
野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、 精神保健指定医 医師	医療関係
渡部 匡隆	国立大学法人横浜国立大学大学院 教育学研究科 教授	学識関係
県	福祉子どもみらい局総務室長、福祉部長、障害サービス課長、中井やまゆり園長、支援改善アドバイザーほか	

虐待が疑われる事案（25件）の自治体の認定状況

※下線が、12月の常任委員会以後、新たに認定された事案

1 虐待と認定された事案（9件）

- ・ 顔を平手打ちし、こぶしで額を殴ったとされる事案（身体的虐待）
- ・ 服薬用のコップの水等に、塩や砂糖が混ぜられていたとされる事案（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
 - ※ 通報した4自治体のうち3自治体が虐待認定し、残る1自治体は調査継続中
- ・ 肛門内にナットが入っていた事案（ネグレクト）
- ・ 職員が利用者の両腕を後ろでクロスさせ、腕を押さえながら歩かせていたとされる事案（身体的虐待）
- ・ 居室の天井が便まみれとなっている環境で生活をさせていた事案（ネグレクト）
- ・ 職員が殴打した、又は興奮した利用者を居室施設したまま放っておいたことで、顔が腫れ上がったとされる事案（ネグレクト）
- ・ 脱衣場で服を脱がない利用者をふる場に入れて、服を着たままシャワーをかけたとされる事案（心理的虐待）
 - ※ 通報した3自治体のうち1自治体が虐待と判断し、残る2自治体は調査継続中
- ・ 利用者にコーヒーの提供を交換条件として、課題遂行をさせていたとされる事案（心理的虐待）
- ・ 数百回に及ぶ回数スクワット等の不適切な運動プログラムをさせたとされる事案（心理的虐待）
 - ※ 通報した3自治体のうち1自治体が虐待と判断し、残る2自治体は調査継続中

2 不適切な支援と判断された事案（5件）

- ・ 利用者の足を蹴ったとされる事案
- ・ 共用スペースであるデイルームで、利用者を全裸にしてボディチェックを行っていたとされる事案
- ・ 利用者が起きてから寝るまで、廊下を歩かせ続けたとされる事案
- ・ 4名の利用者に対し、食事の際に多量のオリゴ糖シロップをかけて食べさせていたとされる事案
 - ※ 通報した3自治体のうち1自治体が不適切支援と判断し、残る2自治体は調査継続中
- ・ 利用者の頭に剃り込みをいれていることを職員が問題視していないとされる事案

3 通報内容の事実が確認できなかった事案（3件）

- ・ 水の入ったバケツを持って「お水をかけるよ。」と言って、トイレから出てもらったとされる事案
- ・ 職員が怒り、殴ったことで利用者が頭を打ち、失神したとされる事案
- ・ 食事中に利用者を突き飛ばして蹴りを入れようとしたとされる事案

2 特別支援教育の推進について

インクルーシブ教育を推進する中で特別支援教育の諸課題に対応していくために、令和4年3月に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき、県立特別支援学校の新校等整備や医療的ケア児支援のための環境整備を進める。

(1) 県立特別支援学校の整備

ア 施策の方向

- ・ 児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくり
- ・ 地域の教育資源を活かした、児童・生徒等の居住地に近い学校づくり
- ・ 県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応
- ・ 老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実

イ 県立特別支援学校の新校等整備（令和5年度予定）

特別支援学校での教育を必要とする児童・生徒の増加や、国の特別支援学校設置基準制定に伴う受入れ枠不足に対応するため、新校等の整備に向けた設計等を行う。

(7) 川崎南部方面特別支援学校の整備

旧河原町小学校跡地に県立特別支援学校（知的障害教育部門）を新設するため、調査設計を行う。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	←→ 調査設計	←→ 基本・実施設計		←→	←→ 新築工事	←→ 〇 設置予定	←→ ◎4月開校予定
←→ 測量調査							

(1) 湘南方面特別支援学校の整備

総合教育センター旧亀井野庁舎を増改築し、肢体不自由教育部門を設置するため、基本設計を行う。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	←→ 基本設計	←→ 実施設計	←→	←→ 増改築工事		←→ ◎4月開設予定
←→ 測量調査						

(ウ) その他の調査費等

旧菅田小学校跡地に県立特別支援学校を新設するための敷地測量等調査などを行う。

(2) 県立特別支援学校における医療的ケア児支援のための環境整備

ア 施策の方向

(ア) 医療的ケアの充実

- ・ 医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加や、ケアの内容の高度化・複雑化に対応するため、看護師を増員することで、より安全に学べる環境の整備を図る。
- ・ 医療的ケアがあるためスクールバスに乗車して登校することができない医療的ケア児に対して、通学支援を実施することで、保護者の負担を軽減し、その離職の防止に資するとともに、児童・生徒等の教育の機会を保障する。

イ 医療的ケア児支援のための環境整備（令和5年度予定）

(イ) 看護師の適正配置

- ・ 医療的ケアの必要な児童・生徒を支援し、より安全に学べる環境を整備するため、看護師を増員配置する。

（4年度：69人⇒5年度：72人）

(ロ) 医療的ケア児の通学支援

- ・ スクールバスに乗車できない医療的ケア児の通学について、福祉車両等を活用した支援を拡充する。

（4年度：10台⇒5年度：40台）

(3) 今後の取組

県教育委員会は、今後も「かながわ特別支援教育推進指針」に沿って、具体の諸施策や計画を定め、県内全域における特別支援教育の充実を図る。

3 インクルーシブ教育の推進について

本県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、小・中学校から高校までの連続性のある取組となるよう、インクルーシブ教育を推進している。

(1) 義務教育段階における取組

ア 取組経過

- ・ すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を受けることができる仕組みとして、「みんなの教室」モデル事業を実施
(平成27年度～平成30年度)
- ・ 小学校に後補充非常勤講師等を配置し、教育相談コーディネーター（教員）の授業時間を軽減することにより、教育相談コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備する「インクルーシブ教育校内支援体制整備事業」を実施
令和元年度 15市町の小学校15校を指定（政令市除く）
令和2年度～ 30市町村の小学校30校を指定（ 〃 ）
- ・ 各政令市における専任教員や非常勤職員等の配置による児童生徒の支援体制の構築の推進

イ 令和4年度取組

(ア) インクルーシブ教育校内支援体制整備事業の指定校での取組

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とする校内での情報共有及び支援体制の整備
- ・ 授業のユニバーサルデザイン化、教室環境の整備等の共に学ぶ環境づくり

(イ) 全県への普及

- ・ 「小・中学校インクルーシブ教育推進協議会」や「全県指導主事会議」等の開催による成果の共有
- ・ 「インクルーシブ教育推進フォーラム」の開催
- ・ 小・中学校、市町村教育委員会、PTA等の要望に応じて研修会等の講師として指導主事を派遣

ウ 令和5年度取組（予定）

- ・ 校内支援体制整備事業の継続（人件費対応）
30市町村小学校30校
- ・ 市町村立学校等の取組事例等を紹介する「インクルーシブ教育推

進フォーラム」や主催会議等の実施

- ・ 各市町村の取組方針に応じた支援

＜インクルーシブ教育校内支援体制整備事業指定校(30校)＞

No	地域	市町村名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
			指定校	指定校	指定校	指定校
1	横須賀市		公郷小学校	→	→	池上小学校
2	湘南 三浦	鎌倉市	深沢小学校	→	→	→
3		藤沢市	鵜南小学校	→	→	→
4		茅ヶ崎市	円蔵小学校	→	室田小学校	→
5		逗子市	—	池子小学校	→	→
6		三浦市	—	初声小学校	→	→
7		葉山町	—	葉山小学校	→	→
8		寒川町	—	寒川小学校	→	小谷小学校
9		県央	大和市	柳橋小学校	→	→
10	海老名市		杉本小学校	→	→	→
11	座間市		相模が丘小学校	→	座間小学校	→
12	綾瀬市		綾瀬小学校	→	→	→
13	厚木市		—	戸室小学校	→	→
14	愛川町		—	半原小学校	→	→
15	清川村		—	緑小学校	→	→
16	中	平塚市	勝原小学校	松原小学校	→	→
17		秦野市	西小学校	→	大根小学校	→
18		伊勢原市	比々多小学校	→	→	→
19		大磯町	—	国府小学校	→	→
20		二宮町	—	一色小学校	→	→
21	県西	南足柄市	—	岡本小学校	→	→
22		中井町	—	中村小学校	→	→
23		大井町	上大井小学校	→	→	→
24		松田町	—	松田小学校	→	→
25		山北町	—	川村小学校	→	→
26		開成町	—	開成小学校	→	→
27		小田原市	富水小学校	→	→	→
28		箱根町	湯本小学校	→	→	→
29		真鶴町	—	まなづる小学校	→	→
30		湯河原町	湯河原小学校	→	→	→

(2) 高等学校段階における取組

ア インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、「県立高校改革実施計画」で指定

(7) 県立高校改革実施計画Ⅰ期～Ⅱ期

- ・ 平成28年4月、実施計画Ⅰ期で、パイロット校3校を指定
- ・ 平成30年10月策定の実施計画Ⅱ期で、さらに11校を指定

<Ⅰ・Ⅱ期 インクルーシブ教育実践推進校> (14校)

城郷高等学校	湘南台高等学校
霧が丘高等学校	茅ヶ崎高等学校 *
上矢部高等学校	厚木西高等学校 *
川崎北高等学校	伊勢原高等学校
橋本高等学校	足柄高等学校 *
上鶴間高等学校	綾瀬高等学校
津久井浜高等学校	二宮高等学校

*パイロット校

(4) 県立高校改革実施計画Ⅲ期 (令和6年度～)

令和4年10月策定の実施計画Ⅲ期で、新たに4校を指定

<Ⅲ期 インクルーシブ教育実践推進校> (4校)

菅高等学校	保土ヶ谷高等学校
白山高等学校	横浜南陵高等学校

イ インクルーシブ教育実践推進校の志願に向けた取組

(7) 特別募集の実施

令和2年度入学者選抜より知的障がいのある生徒を対象に学力検査によらず、面接検査のみによる「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」を、各校21人を定員に14校で実施

(4) 中高連携事業の実施

各インクルーシブ教育実践推進校での学習や生活についての理解を深めるため、特別募集を希望する生徒、保護者等を対象に、学校説明会、授業見学会を実施

ウ 令和4年度の取組

(ア) 施設・設備等の整備

リソースルーム(※)の設備の整備

※生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じ個別の指導等を受けるための教室

(イ) 校内支援体制の整備

- ・ 生徒の教育的ニーズに対応するための教職員の配置
- ・ 実践推進校連絡協議会における各校の取組の共有

(ウ) 特別募集の見直し

令和5年度入学者選抜の志願資格から通学地域を撤廃

(エ) Ⅲ期指定校に対する校内体制整備

令和6年度からの生徒入学に向けた校内体制整備

(オ) 取組の普及

「インクルーシブ教育推進フォーラム」の開催

エ 令和5年度 of 取組 (予定)

- ・ Ⅲ期指定校4校における生徒の入学に向けたリソースルーム等の設備の整備及び校内体制整備の支援
- ・ 教職員配置の継続(Ⅲ期校4校への推進担当教員の配置含む)
- ・ 特別募集の志願資格の見直し
- ・ 県立学校での具体的取組事例等を紹介する「インクルーシブ教育推進フォーラム」の開催や主催会議、研修会・説明会を活用した理解啓発の実施

4 生涯スポーツの推進について

誰もが生涯を通じてスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現に向けて、子どもや高齢者などライフステージに応じたスポーツ活動や障がい者スポーツを推進する。

(1) 子どものスポーツ推進

ア 「親子ふれあい体操教室」の開催

体を動かすことの楽しさを大人と子どもと一緒に体験し、幼児期からの運動習慣形成につなげるため、幼稚園の園児及びその保護者を対象に「親子ふれあい体操教室」を開催した。

<令和4年度の取組>

開催場所 三浦市内の幼稚園及び体育館 2箇所

開催日 ①2月2日(木)及び7日(火)

②2月3日(金)及び10日(金)

参加者数 合計395人

イ アスリートとの連携によるスポーツ体験教室の開催

本県ゆかりのアスリートにより構成された、神奈川アスリートネットワークと連携し、主に小学生を対象としたスポーツ体験教室を開催し、スポーツに親しむ機会を提供した。

<令和4年度の取組>

スポーツ体験教室の参加人数 652人

ウ かながわジュニアチャレンジプロジェクトの実施

将来、オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍する神奈川県育ちのトップアスリートの輩出を目指し、県内在住・在学の小学4年生を対象に受講生を選考し、2年間のタレント育成能力開発プログラムを実施している。

<令和4年度の取組(令和4年度から開始)>

「スポーツ能力測定会」及び「スポーツ競技体験会」により第1期生として28名を選考

・スポーツ能力測定会

開催日 令和4年7月23日

会場 県立スポーツセンター

選考結果 参加者405人のうち、26人を選考

・スポーツ競技体験会

開催日 令和4年10月29日

会場 県立スポーツセンター
体験種目 ボクシング、ウエイトリフティング、ボルダリング、
体操、ラグビーフットボール
選考結果 参加者73人のうち、2人を選考

(2) 成人のスポーツ推進

ア 3033運動の推進

日常生活における運動の習慣化を促進するため、イベントでのブース出展や、すき間時間でできるストレッチなどの運動プログラムの情報発信などを行ない、3033運動を普及促進している。

＜令和4年度の取組＞

3033運動キャンペーン参加者数 3,907人

イ 県民スポーツ月間におけるスポーツイベントの開催

スポーツの日がある10月を「県民スポーツ月間」として設定し、スポーツに親しむきっかけづくりとして、県内各地で様々なスポーツイベントを開催した。

＜令和4年度の取組＞

スポーツイベント参加者数 101,014人

(3) 高齢者スポーツの推進

ア かながわシニアスポーツフェスタの開催

高齢者の日ごろの健康づくり、スポーツ活動等の成果を発表する機会や交流の場を提供し、高齢者の健康・生きがいを支援している。

＜令和4年度の取組＞（令和5年1月末現在）

かながわシニアスポーツフェスタ参加者数 3,810人

種目（29種目）※令和4年度実施種目

軟式野球、ゴルフ、ソフトバレーボール、ラグビーフットボール、卓球、剣道、ターゲット・バードゴルフ、ソフトボール、ソフトテニス、ゲートボール、マラソン、スポーツチャンバラ、バウンドテニス、健康マーじゃん、ペタンク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢、太極拳、グラウンド・ゴルフ、ダンススポーツ、なぎなた、囲碁、弓道、サッカー、パークゴルフ、将棋、オリエンテーリング、サイクリング、バドミントン

イ レクリエーション指導者派遣

高齢者の体力作りや、子どもと高齢者の世代間交流を支援するため、老人クラブ、保育園や幼稚園などにレクリエーション指導者を派遣した。

＜令和4年度の取組＞

19団体へ22人の講師を派遣

(4) 障がい者スポーツの推進

ア 県立スポーツセンターを拠点とした障がい者スポーツの推進

本県における障がい者スポーツの拠点として、施設全体のバリアフリー化などを実施した県立スポーツセンターを活用し、障がい者スポーツ用具の貸出しや障がい者スポーツ教室の開催などを行い、障がい者のスポーツの普及促進を図っている。

＜令和4年度の取組＞

障がい者スポーツ用具の貸出し数 75件（令和5年1月末現在）

障がい者スポーツ教室の開催回数 138回（令和5年1月末現在）

イ 障がい者のスポーツ教室等の開催

障がい者が継続的にスポーツに取り組めるよう、障がい者の「スポーツ教室や精神障がい者スポーツ体験会などを開催している。

＜令和4年度の取組＞

障がい者スポーツ教室の開催回数（再掲） 138回（令和5年1月末現在）

精神障がい者スポーツ体験会「ピアスポーツかながわ」の参加者数
参加者数 140人

ウ 障がい者のスポーツ大会の開催

スポーツを通じて障がい者の健康の維持及び体力の増進、並びに活発な精神活動の促進を図るとともに、県民の障がいに対する理解を一層深め、障がい者の社会参加推進に寄与するため、県障害者スポーツ大会、県精神障害者スポーツ大会を開催している。

＜令和4年度の取組＞

・県障害者スポーツ大会

種目（8種目）

ボウリング、アーチェリー、フライングディスク、陸上、水泳、卓球・サウンドテーブルテニス、ボッチャ

参加選手数 617人（令和5年1月末現在）

- ・ 県精神障害者スポーツ大会
種目（2種目）
バレーボール、ボウリング
参加選手数 145人

エ 神奈川県障害者スポーツサポーターの養成、活躍の場の提供

障がい者のスポーツを支え、継続的な障がい者スポーツの推進を図るとともに、障がい者スポーツに対する理解を促進する人材を養成するための講習会を開催するとともに、障がい者スポーツの競技会やイベント等で活動を希望する者と主催者のマッチング事業を行っている。

＜令和4年度の取組＞

神奈川県障害者スポーツサポーター養成数 75人（累計623人）

5 ペット・動物との共生に向けた取組について

県では、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的として、県動物愛護管理推進計画を策定し、動物愛護の普及啓発に取り組んでおり、その概要を報告する。

(1) 譲渡者向けの普及啓発

新しく犬や猫の飼い主になる県民が、適正に飼養できるよう、講習会等を実施した。

ア 譲渡前講習会

犬や猫の譲渡を希望する県民に対し、動物を飼う心構えや、法令等について講習会を開催した。

イ 譲渡後講習会

実際に犬や猫が譲渡される際に、飼い主となる県民に対し、個々の動物に合わせた健康管理方法や、飼育管理について講習会を開催した。

ウ 飼い方相談

譲渡した犬や猫の問題行動で困っている県民に、しつけや飼育方法のアドバイスを行った。

(2) 子ども向けの普及啓発

子どもたちの動物愛護精神の醸成を目的として、幼稚園や学校を訪問する事業及び動物愛護センターでの体験教室等を行った。

<主な普及啓発プログラム>

- ・ 動物ふれあい教室（小型犬やウサギなどの小動物とのふれあい、動物の飼い方や扱い方の説明等）
- ・ 獣医師体験教室
- ・ 犬のチャンプー・トリミング教室
- ・ 夏休み飼育体験教室
- ・ インターンシップ

(3) 一般県民向けの普及啓発

動物の飼い主だけでなく、広く一般県民向けに、適正飼養や終生飼養、県の動物に係る施策等について理解を得るため、ホームページ、リーフレット、県広報誌、ツイッターなどのSNSの活用や、動物フェスティバルなどのイベントにおいて、普及啓発を行った。

<主な普及啓発内容>

- ・ 多頭飼育届出制度について
- ・ 動物の遺棄・虐待の防止について
- ・ 犬の登録、狂犬病予防等について
- ・ マイクロチップの装着について
- ・ ペットの災害対策について
- ・ 動物由来感染症について
- ・ かながわペットのいのち基金について

(4) 今後の方向性

- ・ 譲渡者向け及び一般県民向けの普及啓発については、引き続き、現行の取組を進める。
- ・ 子ども向けの普及啓発については、動物への負担等を考慮して、今後は、ふれあい教室に代えて、子どもの成長段階に合わせた、紙芝居やグループワーク等、きめ細かな啓発プログラムを作成し、幼稚園や学校等に出向いて授業を行う。
また、動物愛護センターに来所する子どもたちには、引き続き、動物の世話等の飼育管理を体験させる取組を行う。